

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

生活安心サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、生活安心サポート（以下、「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、高齢者や障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活するため、日常的な金銭管理及び書類の預かり等のサービスを行うことを目的とする。

(事業の内容)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 日常的な金銭管理業務
- (2) 任意後見契約にかかる定期訪問業務
- (3) その他、会長が認める業務

(事業の対象者)

第4条 本会が行う事業の対象者は、対馬市内を生活の本拠とする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者や障害者で判断能力はあるが身体的・社会的な理由により外出が困難であって、日常的な金銭管理を適切に行うことが困難であると認められる者
- (2) 高齢者や障害者で判断能力の低下により日常生活自立支援事業を申請する者であって、契約締結までの間支援が必要な者
- (3) 任意後見契約を締結した者
- (4) 特に本会が必要と認める者

2 本会は、前項の要件に該当する者であって、その適否を決定し、適当と認めるときは、契約書を交わし、支援計画書を作成するものとする。

(預かり物品の保管)

第5条 事業利用者の預かり物品の保管は、本会の金庫にて管理する。

(財産管理の考慮事項)

第6条 本会は、事業利用者等の財産を管理するにあたって、利用者等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該利用者等の親族等利害関係を有する者の同意を求めないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(費用)

第7条 事業に要する費用については、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 書類等の保管にかかる費用 年額 1,000円
- (2) 通帳を預かり日常的な金銭管理を行った場合の利用料 1回 1,000円
- (3) 通帳を預からず日常的な金銭管理を行った場合の利用料 1回 2,000円

(4) 書類確認・作成支援にかかる費用 1回 500円(2、3と併用の場合は無料)

(居所の訪問)

第8条 本会は、第4条第2項の規定により作成した計画に基づいて業務を行うとともに、事業利用者等の居所を適宜に訪問し、安否の確認、心身の状態及び生活の状況の把握に努めるものとする。

(台帳等の整備)

第9条 本会は、業務の処理の状況を記録するため、利用者ごとにケース記録及び金銭管理の台帳等を整備しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 本会は、事業利用者等の個人情報に十分留意しなければならない。

2 本会は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、みだりに他人に閲覧させ、又はその写しを提供してはならない。

3 事業の実施に関わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

(従事職員等)

第11条 本会は、福祉に関して専門の知識又は経験を有する職員の中から、業務に従事する職員(以下「従事職員」という。)を指定する。

2 本会は、従事職員の指示を受けて事業に係る業務を補助する生活支援員を置くことができる。

(業務の終了)

第12条 本会は、事業利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を終了するものとする。

(1) 事業利用者より解約の申し出があったとき

(2) 事業利用者が死亡したとき、対馬市外へ転出したとき

(3) 事業利用者の判断能力が低下し、当事業の対象者でなくなったとき

(4) その他、本会がサービスを提供することが不適切と認めるとき

(5) 本会が、事業を廃止したとき、又は法人組織を解散したとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和元年9月1日より改正実施する。